

いわて子ども希望基金助成金 「地域子育て活動支援事業」 応募時の留意事項

事業内容について

Q. 1 前年度に参加者負担金を財源として行った事業を、参加者負担金を無料にして助成金で実施することとし要望したが、助成対象となるか。

A. 本助成事業は民間における諸活動の育成のために行うものであり、団体として既に事業を実施している場合、その事業は原則として助成対象とならない。ただし、新たな活動を附加するなど、事業を充実させる場合については助成対象となる場合もある。

Q. 2 防犯パトロールを主業務として実施している団体が助成要望をする場合の留意点は何か。

A. Q. 1 の A に記載のとおり、団体が既に実施している事業は助成対象として交付決定されるのは難しいので、地域の課題に対応する新たな子育て支援事業を附加するなど工夫が必要である。

(例 1) 防犯パトロール隊員が、老人クラブ、町内会役員等に参加を呼び掛け、隊員以外が着用するベストやキャップを整備し、子ども見守り活動や挨拶運動を実施する。

(例 2) 地域住民や児童を対象に「防犯・交通安全・挨拶運動」の標語を募集し、「のぼり旗」を作成する。「のぼり旗」を通学路に設置し、地域住民に参加を呼び掛け通学時、下校時に挨拶運動を実施する。

(例 3) 防犯への意識の高揚や理解を深めてもらうため、活動の様子を紹介するパネル展示や親子を対象とした防犯クイズ大会等を行うイベントを実施する。

Q. 3 前年度、助成金の交付を受けた事業を、全く同様の内容で継続事業として実施する場合、再度、助成対象となるか。

A. 全く同様の内容の場合は助成対象とならず、前年度の事業実施効果が高く、継続して事業を実施することが必要と認められる場合については、再度、助成対象となる。ただし、前年度の事業がいかに効果的であったか、その実績を次年度以降どのように反映していくか等といったことが審査されるので、前年度交付を受けたからといって、必ずしも交付されるとは限らないことに留意願いたい。

Q. 4 謝金の支給単価は決まっているか。

A. 支給単価は決まっていない。ただし、謝金の金額の妥当性等を判断する際には、岩手県において定められている「講師報償費支給基準」を参考としており、その金額を超えた場合は、その理由（根拠）を明らかにする書類の提出が必要となる。

なお、「講師報償費支給基準」に定める額は次のとおりである。

【1 時間当たりの額】

大学学長	:	8,900 円
大学教授	:	7,600 円
大学准教授	:	6,600 円
大学助教・助手	:	4,100 円
その他	:	3,900 円

Q. 5 申請団体に所属する職員の給料、報酬や賃金等は助成対象となるか。

A. 職員の人件費は、団体の運営経費の一部とみなされるため助成対象とならない。ただし、要望している事業実施のために臨時的に雇い上げたアルバイト等の人件費は助成対象となる。

Q. 6 謝金ではなく菓子折りや物品を渡す場合は助成対象となるか。

A. 助成対象とならない。

借上料等について

Q. 7 農作物等の収穫体験代や工作体験代は助成対象か。

A. 個人に帰属するもの（持ち帰ったり、食べたりするもの）は助成対象とならない。

物品購入について

Q. 8 備品の購入について認められない場合とは、どんな場合ですか。

A. 原則として、団体の資産となるようなものの購入は認められない。具体的な例としては、パソコン、プロジェクター、カメラなど。その他は内容により判断する。但し、これらのレンタル費用は助成の対象とする。

Q. 9 大型絵本等の購入費を減額される場合があるがその理由は何か。

A. 大型絵本、紙芝居、ビデオテープや DVD 等、公共施設の貸出が利用できる物品については、それらを有効に活用すべきとの考え方から、施設の整備状況に応じて減額調整しているところである。ただし、時間や距離、利用状況等で借用が困難な場合は、その旨を説明できる書類の提出を受け、減額の有無について判断する。

Q. 10 継続事業の場合、物品購入費を減額される場合があるがその理由は何か。

- A. 原則として次のように取り扱うものである。
- ① 消耗品については、引き続き使用可能な同一物品は助成対象外とする。ただし、事業の拡大に伴い数量を増やす場合等については助成対象とするので、その旨を説明できる書類の提出が必要である。
 - ② 備品については長期間使用に耐えられるものであることから同一物品は助成対象外とする。ただし事業の拡大に伴い数量を増やす場合等については助成対象とするので、その旨を説明できる書類の提出が必要である。
- なお、継続事業に限らず既存の物品で使用できると判断される場合、その一部を減額もしくは全額助成対象外とする場合がある。

委託費について

Q. 11 委託費が総事業費の50%を超える場合は要望できないか。

- A. 製作過程が助成事業の核となり、その団体が企画したものであること。かつその作製が高度な技術であり団体に製作(再現)技術がなく、委託せざるを得ない場合は委託費が総事業費の50%を超えていても認めることがある。

事務手続きについて

Q. 12 要望はいつの時点で行えばよいか。

- A. 原則として、事業に着手する前に要望書を提出し、交付決定通知後から事業を開始することとなる。

Q. 13 全額前金払いを請求できるのはどのような場合か。

- A. 前金払いは原則として、交付決定額の8割であるが、団体やサークル等において、自己資金が全くなく、実施準備等のため事業費の大部分が事前に必要となる場合等は全額認めることもある。なお、全額前金払請求の場合は、事前に財団事務局に問い合わせ願いたい。

その他

Q. 14 事業を計画する上で特に留意する点は何か。

- 参加者が楽しむ視点で企画すること。
例えば人形劇等の場合、参加者が見るだけでなく、参加者自身も人形劇等を体験できるように企画する。
- 事業実施後に、目的が達成されたのか評価する「振り返り」を行うこと。
例えば、参加者アンケートの実施や事業終了後に「反省会」を実施する等、その事業の実績・成果等を検証することを事業計画段階で事業に組み入れること。
- 事業を継続して実施できるよう単一の事業ではなく、様々な事業が複合した魅力ある事業を計画すること。